

「ひょうごフィールドパビリオン・モニターツアー」業務 委託仕様書

1 委託業務名

「ひょうごフィールドパビリオン・モニターツアー」業務

2 業務目的

ひょうごフィールドパビリオンの展開を図るために、コンテンツの磨き上げに必要な課題の洗い出しを行い、コンテンツの連携可能性を検証するツアー事業（以下「モニターツアー」という。）を催行する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、参加者に対し、ひょうごフィールドパビリオンを体感するために効果的なモニターツアーを企画し、実施すること。

同行する県職員が動画を撮影するので予め参加者の承諾を得ること。なお、動画は、県ウェブサイト、SNS等で国内外へのプロモーションに使用する可能性がある。

(1) 企画するモニターツアー・実施回数等

以下のモニターツアーを企画・実施すること。

- ① ひょうごフィールドパビリオン体験バスツアー：1泊2日のツアーを3回実施
- ② モニターツアー催行日：契約日～令和6年3月の事業にとって効果的な日
- ③ 催行人員：参加定員は5名程度とする。ただし、参加者5名の中に（3）に示す通訳案内士等は含まない。
- ④ 内容：モデルコースをベースに、SDGsを推進し地域の課題解決に向けて、各地域で特色ある資源を生かしたSDGs体験型地域プログラムの候補等を含むこと。ただし、体験・見学等の所要時間については、各訪問先がSDGs体験型地域プログラムとして想定しているものと同様でなくても構わない。
- ⑤ 参加条件：モニターツアー終了後アンケートへ回答すること。

(2) 参加対象者

ツアーオペレーター等（外国人含む）を軸に、各モデルコース毎に最適な人材を提案すること

(3) 通訳案内士等の同行

ひょうごフィールドパビリオンの展開に向け、外国人に対する観光案内や通訳業務を行う上で必要な課題を洗い出すため、県が指定する通訳案内士等を若干名同行させる場合がある。（企画提案段階での見積については、1名を想定している。ただし、モデルコース③は通訳案内士の同行はしない。）なお、通訳案内士等はモニターツアーにおいて通訳案内業務を行わないため、当該部分にかかる報酬費等は不要である。なお、同行する上で必要な費用は計上すること。

(4) モニターツアー実施方法

- ・モニターツアーの発着地は兵庫県内とし、自動車で県内を周遊する。
- ・自動車の仕様は、マイクロバスを基本とする。

(5) 訪問先等

- ・別に示すモデルコース案に準じた内容を基本とする。
- ・必要に応じ、本県を周遊し、ひょうごフィールドパビリオンをアピールするようなプログラムや旅の楽しみを補完するコンテンツ等を追加すること。
- ・モデルコース案に含まれる内容であっても調整困難なコンテンツについては、県と協議の上、訪問順序の変更や、他のコンテンツとの差し替え等を行うことも可とする。
- ・訪問先での各種メニューを実施する際は、SDGs体験型地域プログラムなどを実施する事業者や、団体等とも連携を図ること。
- ・宿泊先は、1人1室を基本とする。モデルコース案①②は、2日目早朝開始のプログラムに対し、満足度の高い前日泊の見極めを意図しており、その意図を踏まえた多様な提案をすること。
- ・モデルコース案③のかすみ海上タクシーは、欠航率が高いため代替のSDGs体験型地域プログラムを提案すること。

(6) モニターツアー参加料等

- ・各参加者からモニターツアー参加料は徴収しない。
- ・集合場所までの旅費は参加者の負担とする。

(7) 参加者募集方法

- ・受託者は、チラシを作成するなど、自社ウェブサイト、その他独自のノウハウを活用した効果的な手段で参加者の募集を行うこと。
- ・チラシの作成は任意とする（印刷・部数は任意）が、作成した場合は作成後すみやかに県に電子データを納品すること。
- ・チラシ、ウェブサイト等によるPRの際には、県主催事業であることが分かるように表記すること。
- ・受託者は、必要に応じ県と協議のうえ、参加者募集方法を選定し、参加者を決定すること。
- ・チラシ及びウェブサイト等による告知・広告内容については、事前に県と協議すること。

(8) アンケート実施、報告等

- ・モニターツアー開催後、参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめて報告すること。
- ・訪問先等、モニターツアー催行中の写真を撮影し、終了後の報告にあたっては、参加人数等の情報とあわせて、撮影した写真等の画像デジタルデータを県に提供すること。なお、写真等は、県ウェブサイト、SNS等で国内外へのプロモーションに使用できる可能性があるため、必要に応じ、そのことについて予め参加者に理解を得ておくこと。
- ・アンケートの内容等については、事前に県と協議すること。
- ・アンケートは、ポケトーク等の自動翻訳機を活用した際のガイド、訪問者双方の課題等も含むこと。

(9) ツアーレポートの作成

- ・実績報告書とは別に、モニターツアー終了後に、参加者の体験談や参加者による写真等を交えたツアーレポートを作成し、県に提出すること。

(10) モニターツアー参加者の安全確保

- ・訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。
- ・飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い、対応を行うこと。

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・催行にあたっては、訪問先やメニュー等、モニターツアー内容に精通したスタッフを乗車させ、適宜モニターツアー参加者への説明等を行うこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日兵庫県条例第24号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を

完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 申込者が最少催行人員に達しない等の理由でモニターツアーを中止した場合は、企画・広報に伴って発生した経費のみ兵庫県の負担とし、手配車両のキャンセル等に伴って発生した経費は受託者の負担とする。なお、委託費の範囲内で再度ツアーを企画し実施することを妨げない。
- (5) モニターツアーを実施するにあたって、同行する県職員の体験、宿泊にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。
- (6) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県に提出し、兵庫県の書面による承認を得た場合は、兵庫県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は兵庫県に対し全ての責任を負うものとする。
- (7) この業務で得られた著作物等の成果等については、兵庫県に帰属するものであること。
- (8) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。